

関原発第310号  
2021年 8月 5日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

大飯発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

大飯発電所3号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 大飯発電所3号機 特重施設等設置に係る対応

以上

## 大飯発電所3号機 特重施設等設置に係る対応

## 1. 定期事業者検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期事業者検査を開始する。

	定期事業者検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第19回定期事業者検査	2022. 8. 23	2022. 8. 24

2. 冷温停止状態<sup>\*</sup>の維持

経過措置期間が満了する日の24時までには原子炉を冷温停止状態とし、特重施設等の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態を継続する。

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

## 3. 特重施設等の使用前確認後の対応

特重施設等の使用前確認を受けた後、原子炉を起動し発電を再開する。

以 上